

## 令和元年第 10 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 10 月 25 日（金）  
午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (19 人)  
会 長 1 番 岩崎 信一郎  
会長代理 2 番 太田 尚臣  
委 員 3 番 白石 幸憲 4 番 山崎 友好 5 番 松崎 常俊  
6 番 志田 邦彦 7 番 岸本 六郎 8 番 知念 近海  
9 番 高口 和子 10 番 大串 康明 11 番 岡 修治  
12 番 松尾 均 13 番 福田 務 14 番 田中 初治  
15 番 朝長 久夫 16 番 辻尾 政幸 17 番 山下 裕史  
18 番 水嶋 政明 19 番 三枝 政人

5. 欠席委員 (0 人)

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 44 号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する  
意見について

議案第 45 号 非農地通知の対象とするものの決定について

7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳

8. 会議の概要

事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員 19 名中 19 名で、定足数に達しておりますので総  
会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める  
こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を  
行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録  
署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませ  
んか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、8番：知念委員、9番：高口委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

議 長 それでは、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の2頁をお願いします。議案第43号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

3頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は合意解約関係166筆220,773㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）123筆、206,673㎡が計上されています。

4頁から12頁は利用集積の合意解約関係の内訳で今回は丸田地区の基盤整備事業の換地処分関係分の165筆219,041㎡と白崎地区の基盤整備事業分の1筆、1,732㎡が計上されています。丸田地区分は換地処分により滅失する土地の分となっています。白崎地区の基盤整備分は事業の区域から適用外になった分と聞いています。13頁から17頁の123筆206,673㎡は県公社借入分で44者から賃貸借111筆、使用貸借12筆の計123筆206,673㎡分の再設定について計上されています。1番から116番の116筆は丸田地区の基盤整備事業の換地処分にかかる再設定の分となります。117番から123番の7筆分は個人間の使用貸借契約だった案件を農地中間管理事業に移行する分で地区担当推進委員が関与し、成立した分となっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第43号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 43 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第 44 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 19 頁をお願いします。議案第 44 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める. となっています。資料は 19 頁から 47 頁です。先ほど 13 頁から 17 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 123 筆に対して、県農業振興公社から「11 者」に対し、賃貸借「10 年」のもの 7 筆と賃貸借「7 年」のもの 104 筆と使用貸借「7 年」のもの 5 筆と、使用貸借「5 年」のもの 7 筆、計 123 筆の利用配分を行うものの各筆明細となっています。

1 番から 116 番の 116 筆は丸田地区の換地処分関係で 10 者の担い手、うち法人 2 者に対し配分するものです。117 番から 123 番の 7 筆は西海町の担い手の方へ、配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。26 頁・27 頁に今回一部利用となった申請地の航空写真を添付しています。28 頁から 36 頁に先ほど 4 頁から 12 頁にて提案しました県公社から配分した分に関係する合意解約分の各筆明細を添付しています。37 頁から 47 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 44 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 44 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「異

議なし」といたします。

議長 次に議案第 45 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 48 頁・49 頁をお願いします。議案第 45 号非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は 20 筆・11,754 m<sup>2</sup>について、審議を頂きたいと思えます。今回、申請者の方は 3 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件 1 番から 12 番の 12 筆は崎戸町本郷の物件で、資料は 50 頁から 64 頁です。申請者は崎戸町本郷にお住まいの方で、一部に相続物件が含まれています

50 頁に位置図、51 頁に付近近況図、52 頁から 54 頁に対象地の現況写真、55 頁から 59 頁に字図、60 頁から 64 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林・原野化しており、現場及び航空写真を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 13 番・14 番の 2 筆は大瀬戸町多以良外郷・瀬戸檜浦郷の物件で、資料は 65 頁から 71 頁です。申請者は大瀬戸町瀬戸西濱郷にお住まいの方です。

65 頁に位置図、66 頁に付近近況図、67 頁に対象地の現況写真、68 頁・69 頁に字図、70 頁・71 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 15 番から 20 番の 6 筆は西彼町白崎郷・下岳郷の物件で、資料は 72 頁から 81 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住まいの方です。

72 頁に位置図、73 頁に付近近況図、74 頁・75 頁に対象地の現況写真、76 頁から 78 頁に字図、79 頁から 81 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 8 番            対象地の 1 番から 12 番ですが、先日、事務局と一緒に現地確認に行  
って来ました。現場はホテル咲き都の近くで、勾配が 10 度ぐらいある  
ような大変なところですよ。現況写真を見ていただくと、雑木等がたく  
さん生えています。昭和 43 年に、崎戸の炭鉱が閉山してからは、ほと  
んど耕作されてなく、非農地にすることは問題ないかと考えておりま  
す。よろしくをお願いします。

1 5 番            対象地の 13 番ですが、昨日現地確認に行ってきました。事務局から  
説明がありましたとおり、雑木等が茂り、非農地として良いのではな  
いかと思って見てきました。以上です。

7 番            対象地の 14 番ですが、先日現地確認に行ってきました。現地にたど  
り着くまでに大変苦労しました。現場近くで、地区担当の推進委員と  
バッタリ会って、いろいろ説明を受けながら見てきました。現状、非  
農地とすることに特に問題はないと思いますのでよろしくお願いま  
す。

9 番            対象地の 15 番から 20 番ですが、地区担当の推進委員と一緒に現場  
に行ってきた。現場の下のほうには道が通っているんですが、中  
には入れませんでした。雑木など大きな木がいっぱい生えていて特に  
問題ないと思いました。よろしくをお願いします。

議 長            ただ今、議案第 45 号の 1 番から 20 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませ  
んか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 45 号「非農地通知の対象とすることの決定について」  
の 1 番から 20 番について非農地通知の対象とすることに決定いたし  
ます。

議 長            以上で全ての審議は終了しました。  
次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局

報告事項の説明を行います。それでは資料の 82 頁をお願いします。令和元年 10 月の農地改良等届になります。西彼町平原郷における農地の嵩上げ事業の分となります。申請地は西彼町平原郷字樋ノ口の物件の計 2 筆で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。畑 1,250 m<sup>2</sup>を嵩上げし、保全管理状態であった申請地を普通畑として利用するためとなっています。隣接地から土砂を頂くことができたため嵩上げ工事を行なう内容となっています。本件は事後報告分となります。

関係資料は 83 頁から 91 頁までで、83 頁に位置図、84 頁に付近近況図、85 頁から 87 頁に現況写真、88 頁に字図、89 頁に航空写真を添付しています。90 頁に被害防除計画書、91 頁に土地利用計画、断面図を添付しています。90 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1.9m、最低 0.5m。被害防除措置として、土留め工事をする。法面保護をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、土留め、法面保護を行なうことで、周辺の土砂流出と被害発生の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として構築物の設置をしないので、日照、通風、耕作など周辺に被害を生じさせる恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、生じないとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長

ただ今、農地改良等届について説明がありました。  
皆さんから何かご意見等ございましたか。  
《なしの声あり》

議 長

ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長

以上で全ての審議は終了しました。  
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長

ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和元年 11 月 26 日(火) 午後 2 時から  
場所 西彼総合支所 2 階大会議室

代 理

これを持ちまして西海市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

令和元年 10 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人